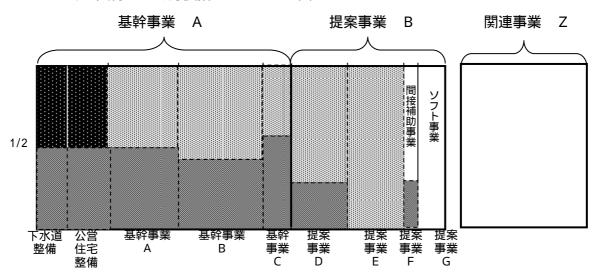
### <まちづくり交付金に係る地方債措置一覧>

事業				別		起債充当率	交付税措置
		公	単	下	住		7410 16014
	まちづくり交付金 (下記以外の事業)	-		-	-	市町村 75% 指定市 70%	10% (いわゆる箱物を除く)
	下水道	-	-		•	90%	5 0 %
	公営住宅	-	-	-	0	1 0 0 %	0 %
	ソフト事業、間接補助事業	-	-	-	-	_ ( )	-
経過措置	まちづくり総合支援事業 (下記以外の事業)	まちづくり交付金と同じ					
	被災市街地復興支援推進 地域における継続事業		-	-	-	9 0 %	8 0 %
	住宅市街地整備総合支援事業、密集住宅市街地整備促進 事業及び住宅宅地関連公共施 設等総合整備事業					まちづくり交付金	と同じ

【種別】公:一般公共事業債、単:一般単独事業債、下:下水道事業債、住:公営住宅建設事業債 ():土地区画整理事業及び市街地再開発事業の間接補助の場合に限り、都市開発推進事業債を充当することができる(起債充当率:75%)。

## <まちづくり交付金 地方債措置のイメージ図>



(提案事業Fは間接補助事業。提案事業Gはソフト事業)

< 凡例 >

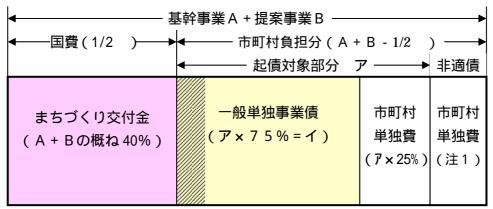
:まちづくり交付金を充当した部分

: 一般単独事業債として一括起債が可能な部分(充当率75%(政令市は70%))

:他の事業債の対象となる部分(下水道、公営住宅)

□ : 起債の対象とならない部分

### <まちづくり交付金 一般単独事業債のイメージ図>



交付税措置 (イ×10%)(注2)

注意)この表は、下水道、公営住宅事業がないものとして作成。

- 注1)ソフト事業、間接補助事業は起債の対象外(上記、非適債部分に該当)
- 注2)いわゆる箱物は交付税額算定の対象外となる(イから控除)

箱物、ソフト事業、間接補助事業がない場合、交付税措置は事業費全体の4.5%。

注3) の算出方法は、まちづくり交付金交付要綱を参照のこと。

## 下水道事業債の取り扱いについて

下水道整備に充てた国費率が1/2を超える場合には、下水道整備に係る地方負担額を起債の対象とし、下水道整備に充てた国費率が1/2を下回る場合には、下水道整備に係る事業費の1/2が起債の対象となります。

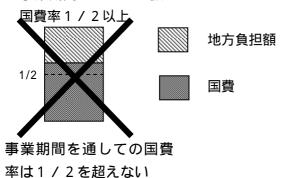
# 

#### 公営住宅整備事業について

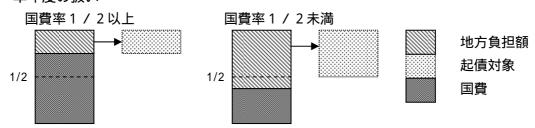
公営住宅整備に充てる事業期間を通しての国費率は1/2を上回ることはできません。毎年度の起債については、下水道事業と同様の扱いとなります。

### <公営住宅の取扱イメージ図>

事業期間を通しての扱い



### 単年度の扱い



### 過疎債、合併特例債の適用について

過疎債・合併特例債の対象事業であれば、過疎債・合併特例債で起債することができます。また、都市再生整備計画に提案事業等、過疎債・合併特例債の対象とならない事業が含まれている場合は、

- ・過疎債・合併特例債の対象となる事業は、過疎債・合併特例債
- ・過疎債・合併特例債の対象とならない事業は、まちづくり交付金の一般単独事業債で起債することができます。

